

民法（債権関係）の改正に関する要綱案（案）

目次

第1	公序良俗（民法第90条関係）	1
第2	意思能力	1
第3	意思表示	1
1	心裡留保（民法第93条関係）	1
2	錯誤（民法第95条関係）	1
3	詐欺（民法第96条関係）	2
4	意思表示の効力発生時期等（民法第97条関係）	2
5	意思表示の受領能力（民法第98条の2関係）	2
第4	代理	2
1	代理行為の瑕疵－原則（民法第101条第1項関係）	2
2	代理行為の瑕疵－例外（民法第101条第2項関係）	3
3	代理人の行為能力（民法第102条関係）	3
4	復代理人を選任した任意代理人の責任（民法第105条関係）	3
5	自己契約及び双方代理等（民法第108条関係）	3
6	代理権の濫用	4
7	代理権授与の表示による表見代理（民法第109条関係）	4
8	代理権消滅後の表見代理（民法第112条関係）	4
9	無権代理人の責任（民法第117条関係）	4
第5	無効及び取消し	5
1	法律行為が無効である場合又は取り消された場合の効果	5
2	追認の効果（民法第122条関係）	5
3	取り消すことができる行為の追認（民法第124条関係）	5
第6	条件及び期限	6
1	効力始期の新設及び期限の概念の整理	6
2	不正な条件成就	6
第7	消滅時効	6
1	債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点	6
2	定期金債権等の消滅時効	6
3	職業別の短期消滅時効等の廃止	7
4	不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法第724条関係）	7
5	生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効	7

6	時効の完成猶予及び更新	7
7	時効の援用	9
第8	債権の目的（法定利率を除く。）	9
1	特定物の引渡しの場合の注意義務（民法第400条関係）	9
2	選択債権（民法第410条関係）	10
第9	法定利率	10
1	変動制による法定利率（民法第404条関係）	10
2	金銭債務の損害賠償額の算定に関する特則（民法第419条第1項関係）	10
3	中間利息控除	11
第10	履行請求権等	11
1	履行の不能	11
2	履行の強制（民法第414条関係）	11
(1)	民法第414条第1項関係	11
(2)	民法第414条第2項・第3項関係	11
第11	債務不履行による損害賠償	11
1	債務不履行による損害賠償とその免責事由（民法第415条関係）	11
2	債務の履行に代わる損害賠償の要件	12
3	不確定期限における履行遅滞（民法第412条第2項関係）	12
4	履行遅滞中の履行不能	12
5	代償請求権	12
6	損害賠償の範囲（民法第416条関係）	12
7	過失相殺（民法第418条関係）	13
8	賠償額の予定（民法第420条第1項関係）	13
第12	契約の解除	13
1	催告解除の要件（民法第541条関係）	13
2	無催告解除の要件①（民法第542条・第543条関係）	13
3	無催告解除の要件②（民法第542条・第543条関係）	13
4	債権者に帰責事由がある場合の解除	14
5	契約の解除の効果（民法第545条第2項関係）	14
6	解除権者の故意等による解除権の消滅（民法第548条関係）	14
第13	危険負担	14
1	危険負担に関する規定の削除（民法第534条・第535条関係）	14
2	債務者の危険負担等（民法第536条関係）	14
第14	受領遅滞	15
1	民法第413条の削除	15
2	保存義務の軽減	15
3	履行費用の債権者負担	15
4	受領遅滞中の履行不能	15
第15	債権者代位権	15

1	債権者代位権の要件（民法第423条第1項関係）	15
2	債権者代位権の要件（民法第423条第2項関係）	15
3	代位行使の範囲	16
4	直接の引渡し等	16
5	相手方の抗弁	16
6	債務者の取立てその他の処分の権限等	16
7	訴えによる債権者代位権の行使	16
8	登記又は登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権	16
第16	詐害行為取消権	17
1	受益者に対する詐害行為取消権の要件（民法第424条第1項関係）	17
2	受益者に対する詐害行為取消権の要件（民法第424条第2項関係）	17
3	相当の対価を得てした財産の処分行為の特則	17
4	特定の債権者に対する担保の供与等の特則	18
5	過大な代物弁済等の特則	18
6	転得者に対する詐害行為取消権の要件	18
7	詐害行為取消権の行使の方法	19
8	詐害行為の取消しの範囲	19
9	直接の引渡し等	19
10	詐害行為の取消しの効果（民法第425条関係）	20
11	受益者の反対給付	20
12	受益者の債権	20
13	転得者の反対給付及び債権	20
14	詐害行為取消権の期間の制限（民法第426条関係）	21
第17	多数当事者	21
1	連帯債務（民法第432条関係）	21
2	連帯債務者の一人について生じた事由の効力等	21
(1)	履行の請求（民法第434条関係）	21
(2)	連帯債務者の一人による相殺（民法第436条関係）	21
(3)	連帯債務者の一人に対する免除及び一人についての時効の完成（民法第437条・第439条関係）	21
(4)	相対的効力の原則（民法第440条関係）	22
3	破産手続の開始（民法第441条関係）	22
4	連帯債務者間の求償関係	22
(1)	連帯債務者間の求償権（民法第442条第1項関係）	22
(2)	連帯債務者間の通知義務（民法第443条関係）	22
(3)	負担部分を有する連帯債務者が全て無資力者である場合の求償関係（民法第444条関係）	23
(4)	連帯の免除をした場合の債権者の負担（民法第445条関係）	23
5	不可分債務（民法第430条関係）	23

6	連帯債権	23
7	連帯債権者の一人について生じた事由の効力等	24
	(1) 連帯債権者の一人との間の相殺	24
	(2) 連帯債権者の一人との間の更改又は免除	24
	(3) 連帯債権者の一人との間の混同	24
	(4) 相対的効力の原則	24
8	不可分債権（民法第428条関係）	24
第18	保証債務	24
1	保証債務の付従性（民法第448条関係）	24
2	主たる債務者の有する抗弁等	25
	(1) 主たる債務者の有する抗弁	25
	(2) 主たる債務者の有する相殺権、取消権又は解除権（民法第457条第2項関係）	25
3	保証人の求償権	25
	(1) 委託を受けた保証人の求償権（民法第459条関係）	25
	(2) 委託を受けた保証人の求償権（民法第460条関係）	26
	(3) 保証人の通知義務（民法第463条関係）	26
4	連帯保証人について生じた事由の効力（民法第458条関係）	26
5	根保証	26
	(1) 極度額（民法第465条の2関係）	26
	(2) 元本の確定事由（民法第465条の4関係）	27
	(3) 求償権についての保証契約（民法第465条の5関係）	27
6	保証人保護の方策の拡充	28
	(1) 個人保証の制限	28
	(2) 個人保証（求償権保証）の制限	29
	(3) 個人保証の制限の例外	29
	(4) 契約締結時の情報提供義務	30
	(5) 保証人の請求による主たる債務の履行状況に関する情報提供義務	30
	(6) 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務	31
第19	債権譲渡	31
1	債権の譲渡性とその制限（民法第466条関係）	31
	(1) 譲渡制限の意思表示の効力	31
	(2) 譲渡制限の意思表示を悪意又は重過失の譲受人に対抗することができない場合	31
	(3) 譲渡制限の意思表示が付された債権の債務者の供託	31
	(4) 譲渡制限の意思表示が付された債権の差押え	32
	(5) 預金債権又は貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力	32
2	将来債権譲渡	33
	(1) 将来債権の譲渡性	33
	(2) 将来債権の譲渡後に付された譲渡制限の意思表示の対抗	33
3	債権譲渡の対抗要件（民法第467条関係）	33

4	債権譲渡と債務者の抗弁（民法第468条関係）	33
	（1）異議をとどめない承諾による抗弁の切断	33
	（2）債権譲渡と相殺	34
第20	有価証券	34
1	指図証券	34
	（1）指図証券の譲渡	34
	（2）指図証券の譲渡の裏書の方式、権利の推定、善意取得及び抗弁の制限	34
	（3）指図証券の質入れ	35
	（4）指図証券の弁済の場所、証券の提示による履行遅滞及び債務者の調査の権利等	35
	（5）指図証券の喪失及びその場合の権利行使方法	35
2	記名式所持人払証券	35
3	指図証券及び記名式所持人払証券以外の記名証券	36
4	無記名証券	36
第21	債務引受	36
1	併存的債務引受	36
	（1）併存的債務引受の要件・効果	36
	（2）併存的債務引受の引受人の抗弁等	37
2	免責的債務引受の成立	37
3	免責的債務引受による引受けの効果	37
4	免責的債務引受による担保権等の移転	38
第22	契約上の地位の移転	38
第23	弁済	38
1	弁済の意義	38
2	第三者の弁済（民法第474条関係）	38
3	弁済として引き渡した物の取戻し（民法第476条関係）	39
4	債務の履行の相手方（民法第478条・第480条関係）	39
5	代物弁済（民法第482条関係）	39
6	弁済の方法（民法第483条から第487条まで関係）	39
7	弁済の充当（民法第488条から第491条まで関係）	40
8	弁済の提供（民法第492条関係）	40
9	弁済の目的物の供託（民法第494条から第498条まで関係）	40
10	弁済による代位	41
	（1）弁済による代位の要件（民法第499条・第500条関係）	41
	（2）弁済による代位の効果（民法第501条前段関係）	41
	（3）法定代位者相互間の関係（民法第501条後段関係）	42
	（4）一部弁済による代位の要件・効果（民法第502条関係）	42
	（5）担保保存義務（民法第504条関係）	42
第24	相殺	43
1	相殺禁止の意思表示（民法第505条第2項関係）	43

2	不法行為債権等を受働債権とする相殺の禁止（民法第509条関係）	43
3	支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺（民法第511条関係）	43
4	相殺の充当（民法第512条関係）	43
第25	更改	44
1	更改の要件及び効果（民法第513条関係）	44
2	債務者の交替による更改（民法第514条関係）	44
3	債権者の交替による更改（民法第515条・第516条関係）	44
4	更改の効力と旧債務の帰すう（民法第517条関係）	45
5	更改後の債務への担保の移転（民法第518条関係）	45
第26	契約に関する基本原則	45
1	契約自由の原則	45
2	履行の不能が契約成立時に生じていた場合	45
第27	契約の成立	46
1	申込みと承諾	46
2	承諾の期間の定めのある申込み（民法第521条第1項・第522条関係）	46
3	承諾の期間の定めのない申込み（民法第524条関係）	46
4	対話者間における申込み	46
5	申込者の死亡等（民法第525条関係）	46
6	契約の成立時期（民法第526条第1項・第527条関係）	46
7	懸賞広告	47
	(1) 懸賞広告（民法第529条関係）	47
	(2) 懸賞広告の効力	47
	(3) 懸賞広告の撤回（民法第530条関係）	47
第28	定型約款	47
1	定型約款の定義	47
2	定型約款についてのみなし合意	47
3	定型約款の内容の表示	48
4	定型約款の変更	48
第29	第三者のためにする契約	49
1	第三者のためにする契約の成立等（民法第537条関係）	49
2	要約者による解除権の行使（民法第538条関係）	49
第30	売買	49
1	手付（民法第557条関係）	49
2	売主の義務	49
3	売主の追完義務	49
4	買主の代金減額請求権	50
5	損害賠償の請求及び契約の解除	50
6	権利移転義務の不履行に関する売主の責任等	50
7	買主の権利の期間制限	51

8	競売における買受人の権利の特則	51
9	売主の担保責任と同時履行（民法第571条関係）	51
10	権利を失うおそれがある場合の買主による代金支払の拒絶（民法第576条関係）	51
11	目的物の滅失又は損傷に関する危険の移転	52
12	買戻し（民法第579条ほか関係）	52
第31	贈与	52
1	贈与契約の意義（民法第549条関係）	52
2	書面によらない贈与の解除（民法第550条関係）	53
3	贈与者の引渡義務等（民法第551条関係）	53
第32	消費貸借	53
1	消費貸借の成立等（民法第587条関係）	53
2	消費貸借の予約（民法第589条関係）	53
3	準消費貸借（民法第588条関係）	53
4	利息	54
5	貸主の引渡義務等（民法第590条関係）	54
6	期限前弁済（民法第591条第2項・第136条第2項関係）	54
第33	賃貸借	54
1	賃貸借の成立（民法第601条関係）	54
2	短期賃貸借（民法第602条関係）	54
3	賃貸借の存続期間（民法第604条関係）	55
4	不動産賃貸借の対抗力、賃貸人たる地位の移転等（民法第605条関係）	55
5	合意による賃貸人たる地位の移転	55
6	不動産の賃借人による妨害排除等請求権	55
7	敷金	56
8	賃貸物の修繕等（民法第606条第1項関係）	56
9	減収による賃料の減額請求（民法第609条関係）	56
10	賃借物の一部滅失等による賃料の減額等（民法第611条関係）	57
11	転貸の効果（民法第613条関係）	57
12	賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了	57
13	賃貸借終了後の収去義務及び原状回復義務（民法第616条・第598条関係）	57
第34	使用貸借	58
1	使用貸借の成立（民法第593条関係）	58
2	使用貸借の終了（民法第597条・第599条関係）	58
3	使用貸借の解除（民法第597条関係）	58
4	使用貸借終了後の収去義務及び原状回復義務（民法第598条関係）	59
5	損害賠償の請求権に関する期間制限（民法第600条関係）	59
第35	請負	59
1	仕事を完成することができなくなった場合等の報酬請求権	59
2	仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任	59

(1) 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の修補請求権等及び契約の解除（民法第634条・第635条関係）	59
(2) 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任の制限（民法第636条関係）	60
(3) 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の注文者の権利の期間制限（民法第637条関係）	60
(4) 仕事の目的物である土地工作物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任の存続期間（民法第638条関係）	60
3 注文者についての破産手続の開始による解除（民法第642条関係）	60
第36 委任	60
1 受任者の自己執行義務	60
2 報酬に関する規律	61
(1) 報酬の支払時期（民法第648条第2項関係）	61
(2) 委任事務を処理することができなくなった場合等の報酬請求権（民法第648条第3項関係）	61
3 委任契約の任意解除権（民法第651条関係）	61
第37 雇用	61
1 報酬に関する規律（労働に従事することができなくなった場合等の報酬請求権）	61
2 期間の定めのある雇用の解除（民法第626条関係）	62
3 期間の定めのない雇用の解約の申入れ（民法第627条関係）	62
第38 寄託	62
1 寄託契約の成立（民法第657条関係）	62
(1) 要物性の見直し	62
(2) 寄託者の解除権	62
(3) 無償寄託における受寄者の解除権	63
(4) 寄託物が引き渡されない場合における受寄者の解除権	63
2 受寄者の自己執行義務等（民法第658条関係）	63
(1) 受寄者の自己執行義務	63
(2) 再受寄者の選任及び監督に関する受寄者の責任	63
3 寄託物についての第三者の権利主張（民法第660条関係）	63
(1) 受寄者の通知義務	63
(2) 寄託物についての第三者による権利主張	63
4 寄託物の一部滅失又は損傷の場合における寄託者の損害賠償請求権及び受寄者の費用償還請求権の短期期間制限	64
5 寄託者による返還請求（民法第662条関係）	64
6 混合寄託	64
7 消費寄託（民法第666条関係）	65
第39 組合	65
1 契約総則の規定の不適用	65

2	組合員の一人についての意思表示の無効等	65
3	組合の債権者の権利の行使（民法第675条関係）	65
4	組合員の持分の処分等（民法第676条・第677条関係）	66
5	業務執行者が不在の場合における組合の業務執行（民法第670条第1項関係）	66
6	業務執行者がいる場合における組合の業務執行（民法第670条第2項関係）	66
7	組合代理	66
8	組合員の加入	66
9	組合員の脱退	67
10	組合の解散事由（民法第682条関係）	67
第40	その他	67

第1 公序良俗（民法第90条関係）

民法第90条の規律を次のように改めるものとする。

公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

第2 意思能力

意思能力について、次のような規律を設けるものとする。

法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。

第3 意思表示

1 心裡留保（民法第93条関係）

民法第93条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

(2) (1)ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

2 錯誤（民法第95条関係）

民法第95条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

ア 意思表示に対応する意思を欠く錯誤

イ 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する
錯誤

(2) (1)イの規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。

(3) 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、(1)の規定による意思表示の取消しをすることができない。

ア 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。

イ 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。

(4) (1)の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

3 詐欺（民法第96条関係）

民法第96条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。（民法第96条第1項と同文）
- (2) 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

4 意思表示の効力発生時期等（民法第97条関係）

民法第97条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。
- (2) 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。
- (3) 意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

5 意思表示の受領能力（民法第98条の2関係）

民法第98条の2の規律を次のように改めるものとする。

意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しなかったとき又は未成年者若しくは成年被後見人であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、次に掲げる者がその意思表示を知った後は、この限りでない。

- (1) 相手方の法定代理人
- (2) 意思能力を回復し、又は行為能力者となった相手方

第4 代理

1 代理行為の瑕疵—原則（民法第101条第1項関係）

民法第101条第1項の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 代理人が相手方に対してした意思表示の効力が意思の不存在、錯誤、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。
- (2) 相手方が代理人に対してした意思表示の効力が意思表示を受けた者がある事情を知っていたこと又は知らなかったことにつき過失があったことによっ

て影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。

2 代理行為の瑕疵—例外（民法第101条第2項関係）

民法第101条第2項の規律を次のように改めるものとする。

特定の法律行為をすることを委託された代理人がその行為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができない。本人が過失によって知らなかった事情についても、同様とする。

3 代理人の行為能力（民法第102条関係）

民法第102条の規律を次のように改めるものとする。

制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。

(注1) 民法第13条第1項に掲げる行為（被保佐人がその保佐人の同意を得なければならぬ行為）に次の行為を加えるものとする。

民法第13条第1項に掲げる行為を制限行為能力者の法定代理人としてすること。

(注2) 民法第120条第1項の規律を次のように改めるものとする。

行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者（他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあつては、当該他の制限行為能力者を含む。）又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。

4 復代理人を選任した任意代理人の責任（民法第105条関係）

民法第105条を削除するものとする。

5 自己契約及び双方代理等（民法第108条関係）

民法第108条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

(2) (1)本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

6 代理権の濫用

代理権の濫用について、次のような規律を設けるものとする。

代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。

7 代理権授与の表示による表見代理（民法第109条関係）

民法第109条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。（民法第109条と同文）
- (2) 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行った行為をしたとすれば(1)の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。

8 代理権消滅後の表見代理（民法第112条関係）

民法第112条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後にその代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、代理権の消滅の事実を知らなかった第三者に対してその責任を負う。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない。
- (2) 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後に、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行った行為をしたとすれば(1)の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。

9 無権代理人の責任（民法第117条関係）

民法第117条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明したとき、又は本人の追認を得たときを除き、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。
- (2) (1)の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

ア 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき。

イ 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき。ただし、他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたときは、この限りでない。

ウ 他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき。

第5 無効及び取消し

1 法律行為が無効である場合又は取り消された場合の効果

法律行為が無効である場合又は取り消された場合の効果について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。

(2) (1)の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること（給付を受けた後に民法第121条の規定により初めから無効であったものとみなされた行為にあっては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること）を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

(3) (1)の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。行為の時に制限行為能力者であった者についても、同様とする。

2 追認の効果（民法第122条関係）

民法第122条ただし書を削除するものとする。

3 取り消すことができる行為の追認（民法第124条関係）

民法第124条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を生じない。

(2) 次に掲げる場合には、(1)の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にするを要しない。

ア 法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をするとき。

イ 制限行為能力者（成年被後見人を除く。）が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をするとき。

第6 条件及び期限

1 効力始期の新設及び期限の概念の整理

(1) 効力始期の新設

効力始期について、次のような規律を設けるものとする。

ア 法律行為に効力始期を付したときは、その法律行為の効力は、期限が到来した時に生ずる。

イ 民法第128条及び第129条の規定は、効力始期について準用する。

(2) 期限の概念の整理

民法第135条第1項の規律を次のように改めるものとする。

法律行為に請求始期を付したときは、その法律行為の履行は、期限が到来するまで、これを請求することができない。

2 不正な条件成就

不正な条件成就について、次のような規律を設けるものとする。

条件が成就することによって利益を受ける当事者が不正にその条件の成就を実現させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができる。

第7 消滅時効

1 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

民法第166条第1項及び第167条第1項の債権に関する規律を次のように改めるものとする。

債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

(1) 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。

(2) 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

(注) この改正に伴い、商法第522条を削除するものとする。

2 定期金債権等の消滅時効

(1) 定期金債権の消滅時効

民法第168条第1項前段の規律を次のように改めるものとする。

定期金の債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

ア 債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができることを知った時から10年間行使しないとき。

イ アに規定する各債権を行使することができる時から20年間行使しないとき。

- (2) 民法第168条第1項後段を削除するものとする。
- (3) 民法第169条を削除するものとする。

3 職業別の短期消滅時効等の廃止

民法第170条から第174条までを削除するものとする。

4 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法第724条関係）

民法第724条の規律を次のように改めるものとする。

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- (1) 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。
- (2) 不法行為の時から20年間行使しないとき。

5 生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効

人の生命又は身体の侵害による損害賠償の請求権について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての4(1)の規定の適用については、4(1)中「3年間」とあるのは、「5年間」とする。
- (2) 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての1(2)の規定の適用については、1(2)中「10年間」とあるのは、「20年間」とする。

6 時効の完成猶予及び更新

時効の中断事由（民法第147条ほか）及び停止事由について、同法第158条から第160条までの規律を維持するほか、次のように改めるものとする。

(1) 裁判上の請求等

ア 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から6箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。

(7) 裁判上の請求

(イ) 支払督促

(ウ) 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条第1項の和解又は民事調停法（昭和26年法律第222号）若しくは家事事件手続法（平成23年法律第52号）による調停

- (イ) 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加
- イ アの場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、アの(ア)から(イ)までに掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。
- (2) 強制執行等
 - ア 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から6箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。
 - (ア) 強制執行
 - (イ) 担保権の実行
 - (ロ) 民事執行法（昭和54年法律第4号）第195条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売
 - (ハ) 民事執行法第196条に規定する財産開示手続
 - イ アの場合には、時効は、アの(ア)から(イ)までに掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。ただし、申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合は、この限りでない。
- (3) 仮差押え等
 - 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了した時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。
 - ア 仮差押え
 - イ 仮処分
- (4) 強制執行等及び仮差押え等による時効の完成猶予及び更新の効力
 - (2)アの(ア)から(イ)まで又は(3)のア若しくはイに掲げる事由に係る手続は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、(2)ア又は(3)の規定による時効の完成猶予又は更新の効力を生じない。
- (5) 承認
 - ア 時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。
 - イ アの承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないこと又は権限があることを要しない。
- (6) 催告
 - ア 催告があったときは、その時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。
 - イ 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、ア

の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。

(7) 天災等による時効の完成猶予

時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事象のため(1)アの(ア)から(イ)まで又は(2)アの(ア)から(イ)までに掲げる事由に係る手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から3箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(8) 協議による時効の完成猶予

ア 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。

(ア) その合意があった時から1年を経過した時

(イ) その合意において当事者が協議を行う期間(1年に満たないものに限る。)を定めたときは、その期間を経過した時

(ウ) 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6箇月を経過した時

イ アの合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、ア、ウ及びエの規定を適用する。

ウ アの規定により時効の完成が猶予されている間にされた再度のアの合意は、アの規定による時効の完成猶予の効力を有する。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて5年を超えることができない。

エ 催告によって時効の完成が猶予されている間にされたアの合意は、アの規定による時効の完成猶予の効力を有しない。アの規定により時効の完成が猶予されている間にされた催告についても、同様とする。

オ イの規定は、ア(ウ)の通知について準用する。

7 時効の援用

消滅時効について、民法第145条の規律を次のように改めるものとする。

時効は、当事者(消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。)が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

第8 債権の目的(法定利率を除く。)

1 特定物の引渡しの場合の注意義務(民法第400条関係)

民法第400条の規律を次のように改めるものとする。

債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。

2 選択債権（民法第410条関係）

民法第410条の規律を次のように改めるものとする。

債権の目的である給付の中に不能のものがある場合において、その不能が選択債権を有する者の過失によるものであるときは、債権は、その残存するものについて存在する。

第9 法定利率

1 変動制による法定利率（民法第404条関係）

民法第404条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。
- (2) 法定利率は、年3パーセントとする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、3年を一期とし、一期ごとに、(4)の規定により変動するものとする。
- (4) 各期における法定利率は、この(4)の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この(4)において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。
- (5) (4)に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を60で除して計算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。

(注) この改正に伴い、商法第514条を削除するものとする。

2 金銭債務の損害賠償額の算定に関する特則（民法第419条第1項関係）

民法第419条第1項の規律を次のように改めるものとする。

金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

3 中間利息控除

中間利息控除について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする。
- (2) 将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を控除するときも、(1)と同様とする。

第10 履行請求権等

1 履行の不能

履行の不能について、次のような規律を設けるものとする。

債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。

2 履行の強制（民法第414条関係）

(1) 民法第414条第1項関係

民法第414条第1項の規律を次のように改めるものとする。

債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

(2) 民法第414条第2項・第3項関係

民法第414条第2項及び第3項を削除するものとする。

(注) この改正に伴い、民事執行法第171条等について所要の修正をするものとする。

第11 債務不履行による損害賠償

1 債務不履行による損害賠償とその免責事由（民法第415条関係）

民法第415条の規律を次のように改めるものとする。

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 債務の履行に代わる損害賠償の要件

債務の履行に代わる損害賠償の要件について、次のような規律を設けるものとする。

1の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 債務の履行が不能であるとき。
- (2) 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

3 不確定期限における履行遅滞（民法第412条第2項関係）

民法第412条第2項の規律を次のように改めるものとする。

債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。

4 履行遅滞中の履行不能

履行遅滞中の履行不能について、次のような規律を設けるものとする。

債務者がその債務について遅滞の責任を負っている間に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

5 代償請求権

代償請求権について、次のような規律を設けるものとする。

債務者が、その債務の履行が不能となったのと同じ原因により債務の目的物の代償である権利又は利益を取得したときは、債権者は、その受けた損害の額の限度において、債務者に対し、その権利の移転又はその利益の償還を請求することができる。

6 損害賠償の範囲（民法第416条関係）

民法第416条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。（民法第416条第1項と同文）
- (2) 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

7 過失相殺（民法第418条関係）

民法第418条の規律を次のように改めるものとする。

債務の不履行又はこれによる損害の発生若しくは拡大に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。

8 賠償額の予定（民法第420条第1項関係）

民法第420条第1項後段を削除するものとする。

第12 契約の解除

1 催告解除の要件（民法第541条関係）

民法第541条の規律を次のように改めるものとする。

当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 無催告解除の要件①（民法第542条・第543条関係）

民法第542条及び第543条の規律を次のように改めるものとする。

次に掲げる場合には、債権者は、1の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) (1)から(4)までに掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が1の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

3 無催告解除の要件②（民法第542条・第543条関係）

無催告解除の要件について、次のような規律を設けるものとする。

次に掲げる場合には、債権者は、1の催告をすることなく、直ちに契約の一

部の解除をすることができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

4 債権者に帰責事由がある場合の解除

債権者に帰責事由がある場合の解除について、次のような規律を設けるものとする。

債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、1から3までの規定による契約の解除をすることができない。

5 契約の解除の効果（民法第545条第2項関係）

民法第545条第2項の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 民法第545条第1項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。（民法第545条第2項と同文）
- (2) 民法第545条第1項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。

6 解除権者の故意等による解除権の消滅（民法第548条関係）

民法第548条の規律を次のように改めるものとする。

解除権を有する者が故意若しくは過失によって契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなったとき、又は加工若しくは改造によってこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は、消滅する。ただし、解除権を有する者がその解除権を有することを知らなかったときは、この限りでない。

第13 危険負担

1 危険負担に関する規定の削除（民法第534条・第535条関係）

民法第534条及び第535条を削除するものとする。

2 債務者の危険負担等（民法第536条関係）

民法第536条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。
- (2) 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

第 14 受領遅滞

1 民法第 4 1 3 条の削除

民法第 4 1 3 条を削除するものとする。

2 保存義務の軽減

保存義務の軽減について、次のような規律を設けるものとする。

債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、その物を保存すれば足りる。

3 履行費用の債権者負担

履行費用の債権者負担について、次のような規律を設けるものとする。

債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないことによって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。

4 受領遅滞中の履行不能

受領遅滞中の履行不能について、次のような規律を設けるものとする。

債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

第 15 債権者代位権

1 債権者代位権の要件（民法第 4 2 3 条第 1 項関係）

民法第 4 2 3 条第 1 項の規律を次のように改めるものとする。

債権者は、自己の債権を保全するため必要があるときは、債務者に属する権利（以下「被代位権利」という。）を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利及び差押えを禁じられた権利は、この限りでない。

2 債権者代位権の要件（民法第 4 2 3 条第 2 項関係）

民法第 4 2 3 条第 2 項の規律を次のように改めるものとする。

(1) 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、被代位権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。

(2) 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、被代位権利を行使することができない。

3 代位行使の範囲

代位行使の範囲について、次のような規律を設けるものとする。

債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、被代位権利を行使することができる。

4 直接の引渡し等

直接の引渡し等について、次のような規律を設けるものとする。

債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができる。この場合において、相手方が債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、被代位権利は、これによって消滅する。

5 相手方の抗弁

相手方の抗弁について、次のような規律を設けるものとする。

債権者が被代位権利を行使したときは、相手方は、債務者に対して主張することができる抗弁をもって、債権者に対抗することができる。

6 債務者の取立てその他の処分の権限等

債務者の取立てその他の処分の権限等について、次のような規律を設けるものとする。

債権者が被代位権利を行使した場合であっても、債務者は、被代位権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられない。この場合においては、相手方も、被代位権利について、債務者に対して履行をすることを妨げられない。

7 訴えによる債権者代位権の行使

訴えによる債権者代位権の行使について、次のような規律を設けるものとする。

債権者は、被代位権利の行使に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。

8 登記又は登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権

登記又は登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権について、次のような規律を設けるものとする。

登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産を譲り受けた者は、その譲渡人が第三者に対して有する登記手続又は登録手続をすべきことを請求する権利を行使しないときは、その権利を行使することができる。この場合においては、5から7までの規定を準用する。

第16 詐害行為取消権

1 受益者に対する詐害行為取消権の要件（民法第424条第1項関係）

民法第424条第1項の規律を次のように改めるものとする。

債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者（以下この第16において「受益者」という。）がその行為の時ににおいて債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。

2 受益者に対する詐害行為取消権の要件（民法第424条第2項関係）

民法第424条第2項の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 1の規定は、財産権を目的としない行為については、適用しない。
- (2) 債権者は、その債権が1に規定する行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、1の規定による請求（以下「詐害行為取消請求」という。）をすることができる。
- (3) 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、詐害行為取消請求をすることができない。

3 相当の対価を得てした財産の処分行為の特則

相当の対価を得てした財産の処分行為について、次のような規律を設けるものとする。

債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、受益者から相当の対価を取得しているときは、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。

- (1) その行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分（以下この3において「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせるものであること。
- (2) 債務者が、その行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。
- (3) 受益者が、その行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

4 特定の債権者に対する担保の供与等の特則

特定の債権者に対する担保の供与等について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為について、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、詐害行為取消請求をすることができる。

ア その行為が、債務者が支払不能（債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。（2）アにおいて同じ。）の時に行われたものであること。

イ その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。

(2) (1)に規定する行為が、債務者の義務に属せず、又はその時期が債務者の義務に属しないものである場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、債権者は、(1)の規定にかかわらず、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。

ア その行為が、債務者が支払不能になる前30日以内に行われたものであること。

イ その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。

5 過大な代物弁済等の特則

過大な代物弁済等について、次のような規律を設けるものとする。

債務者がした債務の消滅に関する行為であって、受益者の受けた給付の価額がその行為によって消滅した債務の額より過大であるものについて、1に規定する要件に該当するときは、債権者は、4(1)の規定にかかわらず、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分については、詐害行為取消請求をすることができる。

6 転得者に対する詐害行為取消権の要件

転得者に対する詐害行為取消権の要件について、次のような規律を設けるものとする。

債権者は、受益者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合において、受益者に移転した財産を転得した者があるときは、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める場合に限り、その転得者に対しても、詐害行為取消請求をすることができる。

(1) その転得者が受益者から転得した者である場合

その転得者が、転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。

(2) その転得者が他の転得者から転得した者である場合

その転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。

7 詐害行為取消権の行使の方法

詐害行為取消権の行使の方法について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、その行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる。受益者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。

(2) 債権者は、転得者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、転得者が転得した財産の返還を請求することができる。転得者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。

(3) 詐害行為取消請求に係る訴えについては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める者を被告とする。

ア 受益者に対する詐害行為取消請求に係る訴え

受益者

イ 転得者に対する詐害行為取消請求に係る訴え

その詐害行為取消請求の相手方である転得者

(4) 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。

8 詐害行為の取消しの範囲

詐害行為の取消しの範囲について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 債権者は、詐害行為取消請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、その行為の取消しを請求することができる。

(2) 債権者が7(1)後段又は(2)後段の規定により価額の償還を請求する場合についても、(1)と同様とする。

9 直接の引渡し等

直接の引渡し等について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 債権者は、7(1)前段又は(2)前段の規定により受益者又は転得者に対して財産の返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払又は動産

の引渡しを求めるものであるときは、受益者に対してその支払又は引渡しを、転得者に対してその引渡しを、自己に対してすることを求めることができる。この場合において、受益者又は転得者は、債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをする義務を免れる。

(2) 債権者が7(1)後段又は(2)後段の規定により受益者又は転得者に対して価額の償還を請求する場合についても、(1)と同様とする。

10 詐害行為の取消しの効果（民法第425条関係）

民法第425条の規律を次のように改めるものとする。

詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。

11 受益者の反対給付

受益者の反対給付について、次のような規律を設けるものとする。

債務者がした財産の処分に関する行為（債務の消滅に関する行為を除く。）が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、その財産を取得するためにした反対給付の返還を請求することができる。債務者がその反対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、その価額の償還を請求することができる。

12 受益者の債権

受益者の債権について、次のような規律を設けるものとする。

債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合（5の規定により取り消された場合を除く。）において、受益者が債務者から受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによって原状に復する。

13 転得者の反対給付及び債権

転得者の反対給付及び債権について、次のような規律を設けるものとする。

債務者がした行為が転得者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたときは、その転得者は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める権利を行使することができる。ただし、その転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

(1) 11に規定する行為が取り消された場合

その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば11の規定により生ずべき受益者の債務者に対する反対給付の返還請求権又

はその価額の償還請求権

- (2) 12に規定する行為が取り消された場合（5の規定により取り消された場合を除く。）

その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば12の規定により回復すべき受益者の債務者に対する債権

14 詐害行為取消権の期間の制限（民法第426条関係）

民法第426条の規律を次のように改めるものとする。

詐害行為取消請求に係る訴えは、債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から2年を経過したときは、提起することができない。行為の時から10年を経過したときも、同様とする。

第17 多数当事者

1 連帯債務（民法第432条関係）

民法第432条の規律を次のように改めるものとする。

債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。

2 連帯債務者の一人について生じた事由の効力等

(1) 履行の請求（民法第434条関係）

民法第434条を削除するものとする。

(2) 連帯債務者の一人による相殺（民法第436条関係）

民法第436条の規律を次のように改めるものとする。

ア 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅する。（民法第436条第1項と同文）

イ アの債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分の限度において、他の連帯債務者は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

(3) 連帯債務者の一人に対する免除及び一人についての時効の完成（民法第437条・第439条関係）

ア 民法第437条及び第439条を削除するものとする。

イ 連帯債務者の一人に対する免除及び一人についての時効の完成について、

次のような規律を設けるものとする。

連帯債務者の一人に対して債務の免除がされ、又は連帯債務者の一人のために時効が完成した場合においても、他の連帯債務者は、その一人の連帯債務者に対し、4(1)アの求償権を行使することができる。

(4) 相対的効力の原則（民法第440条関係）

民法第440条の規律を次のように改めるものとする。

民法第435条、第436条第1項及び第438条に規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。ただし、債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う。

3 破産手続の開始（民法第441条関係）

民法第441条を削除するものとする。

4 連帯債務者間の求償関係

(1) 連帯債務者間の求償権（民法第442条第1項関係）

民法第442条の規律を次のように改めるものとする。

ア 連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、その免責を得た額が自己の負担部分を超えるかどうかにかかわらず、他の連帯債務者に対し、その免責を得るために支出した財産の額（その財産の額が共同の免責を得た額を超える場合にあっては、その免責を得た額）のうち各自の負担部分に応じた額の求償権を有する。

イ アの規定による求償は、弁済その他免責があった日以後の法定利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償を包含する。（民法第442条第2項と同文）

(2) 連帯債務者間の通知義務（民法第443条関係）

民法第443条の規律を次のように改めるものとする。

ア 他の連帯債務者があることを知りながら、連帯債務者の一人が共同の免責を得ることを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た場合において、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができる。この場合において、相殺をもってその免責を得た連帯債務者に対抗したときは、その連帯債務者は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった

債務の履行を請求することができる。

イ 弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た連帯債務者が、他の連帯債務者があることを知りながらその免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠ったため、他の連帯債務者が善意で弁済その他自己の財産をもって免責を得るための行為をしたときは、当該他の連帯債務者は、その免責を得るための行為を有効であったものとみなすことができる。

(3) 負担部分を有する連帯債務者が全て無資力者である場合の求償関係（民法第444条関係）

民法第444条の規律を次のように改めるものとする。

ア 連帯債務者の中に償還をする資力のない者があるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、各自の負担部分に応じて分割して負担する。（民法第444条本文と同文）

イ アに規定する場合において、求償者及び他の資力のある者がいずれも負担部分を有しない者であるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、等しい割合で分割して負担する。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、償還を受けることができないことについて求償者に過失があるときは、他の連帯債務者に対して分担を請求することができない。

(4) 連帯の免除をした場合の債権者の負担（民法第445条関係）

民法第445条を削除するものとする。

5 不可分債務（民法第430条関係）

民法第430条の規律を次のように改めるものとする。

連帯債務の規定（民法第438条の規定を除く。）は、債務の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債務者があるときについて準用する。

6 連帯債権

連帯債権者の請求権等について、次のような規律を設けるものとする。

債権の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債権を有するときは、各債権者は、全ての債権者のために全部又は一部の履行を請求することができ、債務者は、全ての債権者のために各債権者に対して履行をすることができる。

7 連帯債権者の一人について生じた事由の効力等

(1) 連帯債権者の一人との間の相殺

連帯債権者の一人との間の相殺について、次のような規律を設けるものとする。

債務者が連帯債権者の一人に対して債権を有する場合において、その債務者が相殺を援用したときは、その相殺は、他の連帯債権者に対しても、その効力を生ずる。

(2) 連帯債権者の一人との間の更改又は免除

連帯債権者の一人との間の更改又は免除について、次のような規律を設けるものとする。

連帯債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があったときは、その連帯債権者がその権利を失わなければ分与されるべき利益に係る部分については、他の連帯債権者は、履行を請求することができない。

(3) 連帯債権者の一人との間の混同

連帯債権者の一人との間の混同について、次のような規律を設けるものとする。

連帯債権者の一人と債務者との間に混同があったときは、債務者は、弁済をしたものとみなす。

(4) 相対的効力の原則

連帯債権について、次のような規律を設けるものとする。

6及び7(1)から(3)までに規定する場合を除き、連帯債権者の一人の行為又は一人について生じた事由は、他の連帯債権者に対してその効力を生じない。ただし、他の連帯債権者の一人及び債務者が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債権者に対する効力は、その意思に従う。

8 不可分債権（民法第428条関係）

民法第428条の規律を次のように改めるものとする。

連帯債権の規定（7(2)及び(3)の規定を除く。）は、債権の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債権者があるときについて準用する。

第18 保証債務

1 保証債務の付従性（民法第448条関係）

民法第448条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 保証人の負担が債務の目的又は態様において主たる債務より重いときは、

これを主たる債務の限度に減縮する。(民法第448条と同文)

- (2) 主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は加重されない。

2 主たる債務者の有する抗弁等

(1) 主たる債務者の有する抗弁

保証人が主たる債務者の有する抗弁をもって対抗することの可否について、次のような規律を設けるものとする。

保証人は、主たる債務者が主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができる。

(2) 主たる債務者の有する相殺権、取消権又は解除権（民法第457条第2項関係）

民法第457条第2項の規律を次のように改めるものとする。

主たる債務者が債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、これらの権利の行使によって主たる債務者がその債務を免れる限度において、保証人は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

3 保証人の求償権

(1) 委託を受けた保証人の求償権（民法第459条関係）

民法第459条の規律を次のように改めるものとする。

ア 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者に代わって弁済その他自己の財産をもって債務を消滅させる行為（以下「債務の消滅行為」という。）をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、そのために支出した財産の額（その財産の額がその債務の消滅行為によって消滅した主たる債務の額を超える場合にあっては、その消滅した額）の求償権を有する。

イ 民法第442条第2項の規定は、アの場合について準用する。（民法第459条第2項と同文）

ウ 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、主たる債務者がその当時利益を受けた限度において求償権を有する。この場合において、主たる債務者が債務の消滅行為の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

エ ウの規定による求償は、主たる債務の弁済期以後の法定利息及びその弁済期以後に債務の消滅行為をしたとしても避けることができなかつた費用

その他の損害の賠償を包含する。

オ ウの求償権は、主たる債務の弁済期以後でなければ、これを行使することができない。

(2) 委託を受けた保証人の求償権（民法第460条関係）

民法第460条第3号を削除するとともに、同条に掲げる場合（事前求償権を行使することができる場合）に次の場合を加えるものとする。

保証人が過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受けたとき。

(3) 保証人の通知義務（民法第463条関係）

民法第463条の規律を次のように改めるものとする。

ア 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者にあらかじめ通知しないで債務の消滅行為をしたときは、主たる債務者は、債権者に対抗することができた事由をもってその保証人に対抗することができる。この場合において、相殺をもってその保証人に対抗したときは、その保証人は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

イ 保証人が債務の消滅行為をした後に主たる債務者が債務の消滅行為をした場合においては、保証人が主たる債務者の意思に反して保証をしたときのほか、保証人が債務の消滅行為をしたことを主たる債務者に通知することを怠ったため、主たる債務者が善意で債務の消滅行為をしたときも、主たる債務者は、その債務の消滅行為を有効であったものとみなすことができる。

ウ 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者が債務の消滅行為をしたことを保証人に通知することを怠ったため、その保証人が善意で債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、その債務の消滅行為を有効であったものとみなすことができる。

4 連帯保証人について生じた事由の効力（民法第458条関係）

民法第458条の規律を次のように改めるものとする。

民法第435条、第436条第1項、第438条及び第17の2(4)の規定は、主たる債務者と連帯して債務を負担する保証人について生じた事由について準用する。

5 根保証

(1) 極度額（民法第465条の2関係）

民法第465条の2の規律を次のように改めるものとする。

- ア 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であって保証人が法人でないもの（以下「個人根保証契約」という。）の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。
- イ 個人根保証契約は、アに規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。
- ウ 民法第446条第2項及び第3項の規定は、個人根保証契約におけるアに規定する極度額の定めについて準用する。

(2) 元本の確定事由（民法第465条の4関係）

民法第465条の4の規律を次のように改めるものとする。

- ア 次に掲げる場合には、個人根保証契約における主たる債務の元本は、確定する。ただし、(ア)に掲げる場合にあっては、強制執行又は担保権の実行の開始があったときに限る。
 - (ア) 債権者が、保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。
 - (イ) 保証人が破産手続開始の決定を受けたとき。
 - (ウ) 主たる債務者又は保証人が死亡したとき。
- イ アに規定する場合のほか、個人根保証契約であってその主たる債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務（以下「貸金等債務」という。）が含まれるものにおける主たる債務の元本は、次に掲げる場合にも確定する。ただし、(ア)に掲げる場合にあっては、強制執行又は担保権の実行の開始があったときに限る。
 - (ア) 債権者が、主たる債務者の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。
 - (イ) 主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。

(3) 求償権についての保証契約（民法第465条の5関係）

民法第465条の5の規律を次のように改めるものとする。

- ア 保証人が法人である根保証契約において、(1)アに規定する極度額の定めがないときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約は、その効力を生じない。
- イ 保証人が法人である根保証契約であってその主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、元本確定期日の定めがないとき、又は元本確定期日の定め若しくはその変更が民法第465条の3第1項若しくは第3項の規定を適用するとすればその効力を生じないものであるときは、そ

の根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約は、その効力を生じない。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とする。

ウ ア及びイの規定は、求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に求償権に係る債務が含まれる根保証契約の保証人が法人である場合には、適用しない。

6 保証人保護の方策の拡充

(1) 個人保証の制限

個人保証の制限について、次のような規律を設けるものとする。

ア 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前1箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない。

イ アの公正証書を作成するには、次に掲げる方式に従わなければならない。

(ア) 保証人になろうとする者が、次のa又はbに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該a又はbに定める事項を公証人に口授すること。

a 保証契約（bに掲げるものを除く。） 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、その債務の全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思）を有していること。

b 根保証契約 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、根保証契約における極度額、元本確定期日の定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、極度額の限度において元本確定期日又は5(2)ア若しくはイに掲げる事由その他の元本を確定すべき事由が生ずる時まで生ずべき主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人

があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思)を有していること。

- (イ) 公証人が、保証人になろうとする者の口述を筆記し、これを保証人になろうとする者に読み聞かせ、又は閲覧させること。
 - (ロ) 保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署名し、印を押すこと。ただし、保証人になろうとする者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。
 - (ハ) 公証人が、その証書は(ア)から(ロ)までに掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。
- ウ ア及びイの規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適用しない。
- (注) 保証人になろうとする者が口をきけない者である場合又は耳が聞こえない者である場合については、民法第969条の2を参考にして所要の手当をする。

(2) 個人保証（求償権保証）の制限

個人保証（求償権保証）の制限について、次のような規律を設けるものとする。

- ア (1)ア及びイの規定は、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約について準用する。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とする。
- イ アの規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適用しない。

(3) 個人保証の制限の例外

個人保証の制限の例外について、次のような規律を設けるものとする。

(1)及び(2)の規定は、保証人になろうとする者が次に掲げる者である保証契約については、適用しない。

ア 主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

イ 主たる債務者が法人である場合に次に掲げる者

- (ア) 主たる債務者の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下このイにおいて同じ。）の過半数を有する者
- (イ) 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場